

議第134号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

滋賀県知事 三日月大造

権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関において診療等に従事した者に係る滋賀県医学生修学資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

- | | | |
|---|---------|-------------|
| 1 | 貸付けの相手方 | 2人 |
| 2 | 金 額 | 14,400,000円 |

(参 考)

$$7,200,000円 \times 2人 = 14,400,000円$$

議第134号
権利放棄につき議決を求めることについて

滋賀県医学生修学資金貸付金の概要

資金名	滋賀県医学生修学資金貸付金		
貸与対象者	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の医学を履修する課程の学部在籍している医学生		
貸与条件	貸付金の貸与終了後、県内の病院で臨床研修（医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を受け、引き続き県内の医療機関で勤務する意思がある者		
貸与額	年額180万円 ※令和8年度免除対象者の貸与期間は、3年次からの4年間		
免除条件	大学卒業後5年間（臨床研修期間を含む。）、県内の医療機関で勤務し、そのうち4年目以降は滋賀県が指定する医療機関で勤務した場合に、全額免除		
返還免除の状況	■直近3年の免除者数および返還免除額		
	年 度	免除者数(人)	返還免除額(円)
	令和6年度	4	28,800,000
	令和7年度	10	72,000,000
	令和8年度	2	14,400,000
	■令和8年度免除対象者について		
	○出身地	県内出身	2人
		県外出身	0人
	○現勤務先	県内勤務	2人
		県外勤務	0人

※令和8年度免除対象者にかかる制度の概要であり、現行制度とは異なる場合がある。

議第135号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関において診療等に従事した者に係る滋賀県医師養成奨学金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

- | | | |
|---|--------------------------|-------------|
| 1 | 貸付けの相手方 | 8人 |
| 2 | 金 額 | 77,100,000円 |

（参 考）

8,100,000円× 3人＝ 24,300,000円

9,600,000円× 1人＝ 9,600,000円

10,800,000円× 4人＝ 43,200,000円

滋賀県医師養成奨学金貸付金の概要

資金名	滋賀県医師養成奨学金貸付金		
貸与対象者	滋賀医科大学医学部医学科に入学した者（学士編入学生を含む。）のうち、地域医療に強い意欲を持ち、同大学卒業後、県内の医療機関において勤務する意思を有する者として同大学が選考した者		
貸与条件	大学卒業後、県内の病院で勤務する意思がある者		
貸与額	年額180万円（学士編入学生の入学年度は年額90万円） ※貸与期間は、6年間（学士編入学生は4年半）		
免除条件	大学卒業後9年間（学士編入学生は7年間）、県内の医療機関で勤務し、そのうち6年目以降は滋賀県が指定する医療機関で勤務した場合、全額免除（ただし、平成25年度以前の新規貸与者は、内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、麻酔科、救急科等での勤務に限る。） ※平成25年度以前の新規貸与者は、1年以上業務従事した場合、一部免除		
(参考) 返還免除の状況	■直近3年の免除者数および返還免除額		
	年 度	免除者数(人)	返還免除額(円)
	令和6年度	2	14,271,429
	令和7年度	5	48,600,000
	令和8年度	8	77,100,000
	■令和8年度免除対象者について		
	○出身地	県内出身	2人
		県外出身	6人
	○現勤務先	県内勤務	5人
		県外勤務	2人
	離職中	1人	

※令和8年度免除対象者にかかる制度の概要であり、現行制度とは異なる場合がある。

議第136号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関等に就職した者に係る県立看護師等養成所授業料資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

- | | | |
|---|---------|-------------|
| 1 | 貸付けの相手方 | 106 人 |
| 2 | 金 額 | 80,309,700円 |

(参 考)

264,600円×	2人＝	529,200円
487,800円×	1人＝	487,800円
529,200円×	8人＝	4,233,600円
669,600円×	1人＝	669,600円
690,300円×	1人＝	690,300円
731,700円×	1人＝	731,700円
752,400円×	1人＝	752,400円
773,100円×	1人＝	773,100円
793,800円×	90人＝	71,442,000円

県立看護師等養成所授業料資金貸付金の概要

資金名	県立看護師等養成所授業料資金貸付金													
貸与対象者	県立看護師等養成所に在学している者													
貸与条件	卒業後、県内の医療機関等において看護師等として業務に従事する意思がある者													
貸与額	月額22,050円（年額264,600円） ※大学等における修学の支援に関する法律（高等教育の修学支援新制度）による授業料等の減免を受ける者のうち減免区分が第Ⅰ区分（満額の支援）の者については、月額18,600円（年額223,200円）													
免除条件	県立看護師等養成所を卒業した日から1年を経過する日までに看護師等の免許を取得し、直ちに県内の医療機関等に就職し、引き続き貸付金の貸与期間に相当する期間について看護師等として業務に従事した場合、全額免除 ※令和6年度新規貸与者からは、県立看護師等養成所を卒業した日から1年6月を経過する日までの免許取得													
(参考) 返還免除の状況	■直近3年の免除者数および返還免除額 <table> <tr> <th>年度</th><th>免除者数（人）</th><th>返還免除額（円）</th></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>105</td><td>78,065,100</td></tr> <tr> <td>令和7年度</td><td>104</td><td>76,559,400</td></tr> <tr> <td>令和8年度</td><td>106</td><td>80,309,700</td></tr> </table> ■令和8年度免除者について ○出身地 県内出身 104人 県外出身 2人 ○現勤務先 県内勤務 98人 県外勤務 4人 その他 4人		年度	免除者数（人）	返還免除額（円）	令和6年度	105	78,065,100	令和7年度	104	76,559,400	令和8年度	106	80,309,700
年度	免除者数（人）	返還免除額（円）												
令和6年度	105	78,065,100												
令和7年度	104	76,559,400												
令和8年度	106	80,309,700												

議第137号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関等に就職した者に係る滋賀県リハビリテーション専門職員修学資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

- | | | |
|---|--------------------------|------------|
| 1 | 貸付けの相手方 | 8人 |
| 2 | 金 額 | 5,184,000円 |

（参 考）

432,000円× 4人＝ 1,728,000円

864,000円× 4人＝ 3,456,000円

滋賀県リハビリテーション専門職員修学資金貸付金の概要

資金名	滋賀県リハビリテーション専門職員修学資金貸付金		
貸与対象者	リハビリテーション専門職養成施設の最終学年またはその前学年に在学する者のうち、卒業および国家資格取得後県内に存在する医療機関等においてリハビリテーション業務に従事する意思を有する者として県が選考した者		
貸与条件	養成校卒業および国家資格取得後、県内の医療機関等においてリハビリテーション専門職として業務に従事する意思のある者		
貸与額	年額432,000円を一括貸与（月額36,000円）		
免除条件	養成施設を卒業した日から2年を経過する日までに免許を取得し、免許取得後直ちに医療機関等において業務に従事し、かつ、業務に従事した日から引き続き修学資金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（やむを得ない理由により業務に従事できなかった期間を除く。）業務に従事した場合、全額免除		
(参考) 返還免除の状況	■直近3年の免除者数および返還免除額		
	年 度	免除者数(人)	返還免除額(円)
	令和6年度	7	3,888,000
	令和7年度	8	4,752,000
	令和8年度	8	5,184,000
	■令和8年度免除者について		
	○出身地 県内出身者 7人 県外出身者 1人 ○現勤務先 県内勤務 8人 県外勤務 0人		

議第138号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて

滋賀県心身障害者扶養共済制度年金返還金に係る請求権を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

納入義務者および金額

番号	納入義務者	金 額	参 考
1	県内に居住していた個人	320,000 円	年金受給権者の死亡により年金受給権が消滅したことに伴う令和3年12月から令和5年3月までの年金返還金

滋賀県心身障害者扶養共済制度年金の概要

制度の概要	都道府県・指定都市が実施する任意加入の制度で、障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度		
障害のある方の要件	次のいずれかに該当する障害のある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方 (1)知的障害 (2)身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害 (3)精神または身体に永続的な障害のある方(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障害の程度が(1)または(2)の者と同程度と認められる方		
掛金月額	加入時の年度の 4月1日時点の年齢	35歳未満	9,300円
		35歳以上 40歳未満	11,400円
		40歳以上 45歳未満	14,300円
		45歳以上 50歳未満	17,300円
		50歳以上 55歳未満	18,800円
		55歳以上 60歳未満	20,700円
		60歳以上 65歳未満	23,300円
	※次の要件をいずれも満たす場合、以降の掛金は免除		
	1. 加入日から20年以上経過		
	2. 加入日から加入者が4月1日時点で満65歳である年度の加入応当月		
支給額	1口加入の方 月額2万円(年額24万円) 2口加入の方 月額4万円(年額48万円)		
(参考) 受給者の現況確認	年に一度現況届の提出を求めるとともに、死亡された場合は、親族や年金管理者が県へ報告		